

冊子1

令和8年2月

定例教育委員会

1

長崎県教育委員会

2月定例会（1）

開催日時 令和8年2月17日（火） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

4 議 案

- 第28号議案
県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正について (生涯学習課)
- 第29号議案
長崎県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部改正について (学芸文化課)

5 報 告

- (1) 「令和8年度長崎県教職員研修計画」の策定について (教育センター)
- (2) 令和8年度長崎県立中学校入学者選抜の実施状況等について (高校教育課)
- (3) NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会について (高校教育課)
- (4) 令和9年度（令和8年度実施）長崎県公立学校教員採用選考試験について (高校教育課)
- (5) 長崎県いじめ防止基本方針の改定について (児童生徒支援課)

県立青少年教育施設条例施行規則の一部改正について

(提案理由)

長崎県立千々石少年自然の家の廃止等に伴う長崎県立佐世保青少年の天地条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正するものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

(最終改正年月日 平成 31 年 4 月 5 日)

(規則案)

県立青少年教育施設条例施行規則の一部を改正する規則

県立青少年教育施設条例施行規則（平成17年長崎県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）</u>第4条、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）</u>第4条及び<u>長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）</u>第4条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例第4条</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条</u>に規定する申請書は、<u>長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家（以下「県立青少年教育施設」という。）</u>指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例第4条第1号</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条第1号</u>に規定する事業計画書は、<u>県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、<u>長崎県立世知原少年自然の家条例第4条第2号</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条第2号</u>の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号）</u>第4条、<u>長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号）</u>第4条及び<u>長崎県立青年の家条例（昭和50年長崎県条例第35号）</u>第4条の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定申請)</p> <p>第2条 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条、<u>長崎県立少年自然の家条例第4条</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条</u>に規定する申請書は、<u>長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家、長崎県立世知原少年自然の家、長崎県立西彼青年の家及び長崎県立対馬青年の家（以下「県立青少年教育施設」という。）</u>指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。</p> <p>2 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第1号、<u>長崎県立少年自然の家条例第4条第1号</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条第1号</u>に規定する事業計画書は、<u>県立青少年教育施設に係る次に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 長崎県立佐世保青少年の天地条例第4条第2号、<u>長崎県立少年自然の家条例第4条第2号</u>及び<u>長崎県立青年の家条例第4条第2号</u>の規定により規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

様式第1号中「長崎県立少年自然の家条例」を「長崎県立世知原少年自然の家条例」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長崎県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部改正について

(提案理由)

銃砲刀剣類登録審査会における確実な審査体制の確保や登録審査員の負担軽減のため、登録審査委員の定員を 4 名以内に拡充するもの。

(内 容)

別紙規則案のとおり

(定員)

第 2 条「登録審査委員は、3 名以内とする。」を「登録審査委員は、4 名以内とする。」に改める。

(補 足)

施行日：令和 8 年 3 月 1 日

(最終改正年月日：平成 12 年 4 月 1 日)

(参 考)

九州各県の登録審査員数 ()は R6 の年間審査件数

福岡県 5 名 (469 件) 佐賀県 4 名 (67 件) 熊本県 5 名 (237 件)

大分県 3 名 (91 件) 宮崎県 4 名 (86 件) 鹿児島県 3 名 (78 件)

鹿児島県は増員を検討中

本県審査件数の推移

R6 : 114 件 R5 : 141 件 R4 : 144 件

長崎県銃砲刀剣類登録審査員に関する規則の一部を改正する規則

長崎県銃砲刀剣類登録審査員に関する規則（平成12年長崎県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(定員) 第2条 登録審査委員は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>(定員) 第2条 登録審査委員は、<u>3</u>名以内とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

報 告 事 項 (1)

教育センター

件 名	令和 8 年度 長崎県教職員研修計画の策定について
概 要	<p>1 . 趣旨及び経過</p> <p>「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」(以下「指標」)を踏まえ、第四期長崎県教育振興基本計画を念頭に置いて、「令和 8 年度 長崎県教職員研修計画」を策定した。</p> <p>なお、今回の策定では、令和 6 年度から「Plant 全国教員研修プラットフォーム」の運用を開始していることを踏まえ、その概要を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和 7 年 1 1 月 2 6 日 「ワーキンググループ会議」の開催・令和 7 年 1 2 月 2 4 日 「教職員研修計画策定委員会」の開催 <p>2 . 令和 8 年度の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 一人一人の課題に応じた資質能力向上への対応(2) 新しい時代の多様な教育課題への対応(3) 学校・教職員の多様な学びへの対応(4) 研修成果の評価と活用 <p>3 . 令和 8 年度の重点項目</p> <p>「新たな教職員の学びの姿」を目指した研修の実現</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 「研修観の転換」を促す研修改善、探究型研修の構築<ul style="list-style-type: none">・研修参加者への情報共有や対話の場の設定などの研修改善(2) 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を支える研修講座等の提供<ul style="list-style-type: none">・幅広い選択肢としての研修等の提供(3) 「Plant 全国教員研修プラットフォーム」を利活用した多様な研修機会・形態の提供<ul style="list-style-type: none">・国、県、大学、民間団体等が提供するコンテンツの利用推進 <p>4 . 今後の対応</p> <p>3 月中旬、各市町教育委員会及び各県立学校へ通知</p>

教員の専門家・学びの専門家としての矜持を持ち、自律的に学び続ける

「令和8年度 長崎県教職員研修計画」は、第四期長崎県教育振興基本計画の「つながりが創る豊かな教育」といったテーマを念頭に置いて「新たな教師の学びの姿」の実現（教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」の充実を通じた「主体的・対話的で深い学び」の実現）を目指して策定しました。子供たちの「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実や、「探究的な学び」といった視点から学びを捉え直し、新しい時代を生きる子供たちを育成することが求められており、教職員自身も探究的に学び続けることが必要となります。

また、長崎県の教職員の職種や職歴に応じて求められる姿は、「長崎県 教員等の資質の向上に関する指標」にも示しており、長崎県教職員研修計画はその指標に基づいて策定しています。

令和8年度 研修実施に係る基本方針

- 1 一人一人の課題に応じた資質能力向上への対応
- 2 新しい時代の多様な教育課題への対応
- 3 学校・教職員の多様な学びへの対応
- 4 研修成果の評価と活用

※ 教職員研修計画12ページ

「長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標」の活用について

指標とは

- 教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を示したものである
- 教員等の資質の向上を図る際の目安であり更に高度な段階を目指す手がかりとなるもの



指標・指標の活用についてはこちら

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kvoiku-bunka/gakkokvoiku/center_kvouikuivouhou/center_kvouikuivouhou_plan/

※ 教職員研修計画 8 ページ

重点項目

新たな教職員の学びの姿を目指した研修の実現

- 1 「研修観の転換」を促す研修改善、探究型研修の構築
- 2 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を支える研修講座等の提供
- 3 「Plant 全国教員研修プラットフォーム」を活用した多様な研修機会・形態の提供

※ 教職員研修計画13ページ

具体的な活用方法

管理職として

- ①研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励
- ②業績評価等の面談等
- ③校内研修の推進
- ④校内における初任者研修等の指導

教員等として

- ①各ステージにおける教員として求められる姿の把握
- ②定期的な自己評価と自身の状況の明確化
- ③自身の課題改善やさらに高度な段階を目指す取組の実践
- ④管理職との対話により各種研修会への参加を決定（OJT、自主研修、校内研修、法定研修及び校外研修等）

※ 「新たな教師の学びの姿」に基づき資質能力の向上を目指す。

※ 教職員研修計画11ページ

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について

基本的な考え方

研修履歴を活用して対話に基づく受講奨励を行うことにより、「教師が今後どの分野の学びを深めるべきか」、「学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要か」等について、学校管理職による効果的な指導助言等が可能となるとともに、個々の教師の強みや専門性を把握した上で校務分掌を決定するなど効果的な学校運営を行うことも可能になります。

長崎県教育委員会は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する手引き（第3版）」（令和7年3月）を作成し、研修履歴を活用して、校長等が各校の教師に対して対話による資質向上に関する指導助言等を行うための考え方や方法等についてのポイントを示しました。

※ 教職員研修計画15, 16 ページ

報 告 事 項 (2)

高 校 教 育 課

件 名	令和 8 年度長崎県立中学校入学者選抜の実施状況等について																																								
概 要	<p>1 検査の期日及び方法</p> <p>令和 8 年 1 月 1 1 日 (日) 適性検査、作文及び面接 ※長崎東中学校は天候急変 (積雪) のため、面接を中止。</p> <p>2 各県立中学校入学者選抜検査の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中学校 区 分</th> <th style="text-align: center;">長崎東中学校</th> <th style="text-align: center;">佐世保北中学校</th> <th style="text-align: center;">諫早高等学校附属中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定 員</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">志 願 者 数</td> <td style="text-align: center;">2 9 0 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 7 名</td> <td style="text-align: center;">3 0 0 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">志 願 倍 率</td> <td style="text-align: center;">2 . 8 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 7 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 9 倍</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欠 席 者 数</td> <td style="text-align: center;">1 名</td> <td style="text-align: center;">0 名</td> <td style="text-align: center;">3 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 検 者 数</td> <td style="text-align: center;">2 8 9 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 7 名</td> <td style="text-align: center;">2 9 7 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 検 倍 率</td> <td style="text-align: center;">2 . 8 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 7 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 8 倍</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">入学予定者数 (1月16日現在)</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> <td style="text-align: center;">1 0 5 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※入学辞退による定員補充については、補欠入学予定者の中から入学意思を確認して入学予定者に充てる。</p> <p>3 検査後の日程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 日・期 間</th> <th style="text-align: center;">事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 1 9 日 (月) まで</td> <td>入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 1 9 日 (月) ~ 1 月 2 3 日 (金) 必着</td> <td>入学意思確認書の受付 (入学辞退者は 2 3 日 (金) 正午までに連絡)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 2 3 日 (金) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (火)</td> <td>欠員補充による入学予定者の意思確認</td> </tr> </tbody> </table>	中学校 区 分	長崎東中学校	佐世保北中学校	諫早高等学校附属中学校	定 員	1 0 5 名	1 0 5 名	1 0 5 名	志 願 者 数	2 9 0 名	2 8 7 名	3 0 0 名	志 願 倍 率	2 . 8 倍	2 . 7 倍	2 . 9 倍	欠 席 者 数	1 名	0 名	3 名	受 検 者 数	2 8 9 名	2 8 7 名	2 9 7 名	受 検 倍 率	2 . 8 倍	2 . 7 倍	2 . 8 倍	入学予定者数 (1月16日現在)	1 0 5 名	1 0 5 名	1 0 5 名	期 日・期 間	事 項	1 月 1 9 日 (月) まで	入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)	1 月 1 9 日 (月) ~ 1 月 2 3 日 (金) 必着	入学意思確認書の受付 (入学辞退者は 2 3 日 (金) 正午までに連絡)	1 月 2 3 日 (金) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (火)	欠員補充による入学予定者の意思確認
中学校 区 分	長崎東中学校	佐世保北中学校	諫早高等学校附属中学校																																						
定 員	1 0 5 名	1 0 5 名	1 0 5 名																																						
志 願 者 数	2 9 0 名	2 8 7 名	3 0 0 名																																						
志 願 倍 率	2 . 8 倍	2 . 7 倍	2 . 9 倍																																						
欠 席 者 数	1 名	0 名	3 名																																						
受 検 者 数	2 8 9 名	2 8 7 名	2 9 7 名																																						
受 検 倍 率	2 . 8 倍	2 . 7 倍	2 . 8 倍																																						
入学予定者数 (1月16日現在)	1 0 5 名	1 0 5 名	1 0 5 名																																						
期 日・期 間	事 項																																								
1 月 1 9 日 (月) まで	入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)																																								
1 月 1 9 日 (月) ~ 1 月 2 3 日 (金) 必着	入学意思確認書の受付 (入学辞退者は 2 3 日 (金) 正午までに連絡)																																								
1 月 2 3 日 (金) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (火)	欠員補充による入学予定者の意思確認																																								

4 各校の志願者数と志願倍率の推移

	長崎東中		佐世保北中		諫早高附属中		平均 倍率
	志願者数	倍率	志願者数	倍率	志願者数	倍率	
H28	389	3.2	319	2.7	332	2.8	2.9
H29	452	3.8	370	3.1	352	2.9	3.3
H30	407	3.4	306	2.6	306	2.6	2.9
H31	361	3.0	303	2.5	324	2.7	2.7
R2	364	3.0	297	2.5	325	2.7	2.7
R3	328	2.7	288	2.4	289	2.4	2.5
R4	279	2.3	300	2.5	280	2.3	2.4
R5	302	2.5	287	2.4	296	2.5	2.5
R6	233	1.9	277	2.3	274	2.3	2.2
R7	255	2.1	263	2.2	253	2.1	2.1
R8	290	2.8	287	2.7	300	2.9	2.8

報 告 事 項 (3)

高校教育課

件 名	NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会について																																				
概 要	<p>1 . NEXT長崎人材育成事業（詳細は別冊参考資料参照） 令和6年度から令和7年度にかけて文部科学省から「マイスター・ハイスクール普及促進事業」の委託を受け、専門高校の産学官連携による人材育成を推進。</p> <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・大学等の連携先 2年間で延べ85件 ○ " による出前授業 2年間で延べ116クラス、298時間 ○ " への見学 2年間で延べ22クラス、38箇所 <p>2 . NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会 長崎県の地域産業の持続的発展につながる人材育成に向け、産業界と教育現場、大学、県の関係部局等が協働しながら連携を推進するため「NEXT長崎人材育成事業 事業運営委員会」（以下「委員会」という。）を設置。</p> <p>(1) 構成員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 55%;">所 属</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9" style="text-align: center; vertical-align: middle;">産 業 界</td> <td>長崎県工業連合会</td> <td>会長</td> <td>西 亮</td> </tr> <tr> <td>長崎県情報産業協会</td> <td>会長</td> <td>濱本 浩邦</td> </tr> <tr> <td>長崎県農業協同組合中央会</td> <td>専務理事</td> <td>内田 清秀</td> </tr> <tr> <td>長崎県漁業協同組合連合会</td> <td>専務理事</td> <td>田代 一義</td> </tr> <tr> <td>長崎県社会福祉協議会</td> <td>専務理事</td> <td>野嶋 克哉</td> </tr> <tr> <td>長崎県商工会議所連合会</td> <td>専務理事</td> <td>松永 安市</td> </tr> <tr> <td>長崎県建設業協会</td> <td>専務理事</td> <td>天野 俊男</td> </tr> <tr> <td>株式会社CAC Holdings</td> <td>執行役員</td> <td>鈴木 貴博</td> </tr> <tr> <td>十八親和銀行</td> <td>地域振興部長</td> <td>富永 泰弘</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>長崎県立大学</td> <td>学長補佐</td> <td>本田 道明</td> </tr> </tbody> </table>		所 属	職	氏 名	産 業 界	長崎県工業連合会	会長	西 亮	長崎県情報産業協会	会長	濱本 浩邦	長崎県農業協同組合中央会	専務理事	内田 清秀	長崎県漁業協同組合連合会	専務理事	田代 一義	長崎県社会福祉協議会	専務理事	野嶋 克哉	長崎県商工会議所連合会	専務理事	松永 安市	長崎県建設業協会	専務理事	天野 俊男	株式会社CAC Holdings	執行役員	鈴木 貴博	十八親和銀行	地域振興部長	富永 泰弘	大学	長崎県立大学	学長補佐	本田 道明
	所 属	職	氏 名																																		
産 業 界	長崎県工業連合会	会長	西 亮																																		
	長崎県情報産業協会	会長	濱本 浩邦																																		
	長崎県農業協同組合中央会	専務理事	内田 清秀																																		
	長崎県漁業協同組合連合会	専務理事	田代 一義																																		
	長崎県社会福祉協議会	専務理事	野嶋 克哉																																		
	長崎県商工会議所連合会	専務理事	松永 安市																																		
	長崎県建設業協会	専務理事	天野 俊男																																		
	株式会社CAC Holdings	執行役員	鈴木 貴博																																		
	十八親和銀行	地域振興部長	富永 泰弘																																		
大学	長崎県立大学	学長補佐	本田 道明																																		

概 要

知事部局	文化観光国際部 観光振興課	課長	長野 敦志
	福祉保健部 長寿社会課	課長	中村 直輝
	産業労働部 企業振興課	課長	香月 康夫
	産業労働部 新産業推進課	課長	原田 啓輔
	産業労働部 経営支援課	課長	園田 圭介
	産業労働部 未来人材課	課長	松尾 由美
	水産部 水産経営課	課長	松尾 隆男
	農林部 農業経営課	課長	村上 慎一郎
	土木部 建設企画課	課長	金子 哲也
高校	北松農業高等学校	校長	内川 昌彦
	長崎工業高等学校	校長	北島 弘明
	佐世保商業高等学校	校長	平山 政一
	諫早商業高等学校	校長	岩橋 宗弘
	長崎鶴洋高等学校	校長	岡野 祥士
	口加高等学校	校長	田川 茂樹
教育庁	教育庁	教育長	前川 謙介
	教育庁	教育政策監	狩野 博臣
	教育庁	教育次長	坂口 育裕
	教育庁 高校教育課	課長	岩坪 正裕

(2) 令和7年度 第1回事業運営委員会 (詳細は別冊参考資料参照)

日 時：令和7年7月10日(木)

場 所：出島メッセ長崎

出席者：51名

テーマ： これからの産業人材育成の
在り方について
持続可能な連携体制の構築に
ついて



主な意見

- ・産学官の連携強化：自由度のある教育制度や対話の重視が必要。
- ・専門高校の再編：学科の集約と自由選択制の導入。
- ・学びの柔軟性：進路変更がしやすい仕組みの構築。
- ・地域愛の醸成：地元の魅力発信と早期の「種まき」が重要。
- ・AI・IT教育の導入：AIを使う側の視点からの教育が必要。

概 要

(3) 令和7年度 第2回事業運営委員会 (詳細は別冊参考資料参照)

日 時：令和8年2月3日(火)

場 所：長崎県庁大会議室

出席者：88名

テーマ： 分野別実践事例発表

(生徒が2年間の取組みを発表)

NEXT長崎人材育成事業の成果と

課題について

今後の産学官連携に向けて



主な意見

- ・ AIが前提となった教育が実践されており、非常に良い方向だと感じた。
- ・ 県・学校・産業界が一体となる場があること自体が素晴らしい。
- ・ 外部の大人と関わる経験は生徒にとって非常に有意義。
- ・ 高校生がAIやARなど高度なテーマに取り組んでいて驚いた。
協会(企業側)も先端分野に対応できる体制づくりが必要。
- ・ 県立大学も高校と連携し、大学院生と高校生の交流の機会をつくりたい。
- ・ 教科書にない実践的な学びが課題研究で行われている。
- ・ 2年生からの課題研究が、深い学びや進路選択につながる。
- ・ 企業と連携した取組が生徒の貴重な体験になっている。
- ・ 発表した高校生は、産業界が求める人材像そのもの。
- ・ 地元資源を活かし、経済循環を意識する生徒の視点に感動。
- ・ ビジネスコンテスト等への挑戦を期待。
- ・ 生徒と教員が共通目標を持ち、実践につなげている点が素晴らしい。
- ・ 県の支援事業を有効活用しており、好事例と感じた。



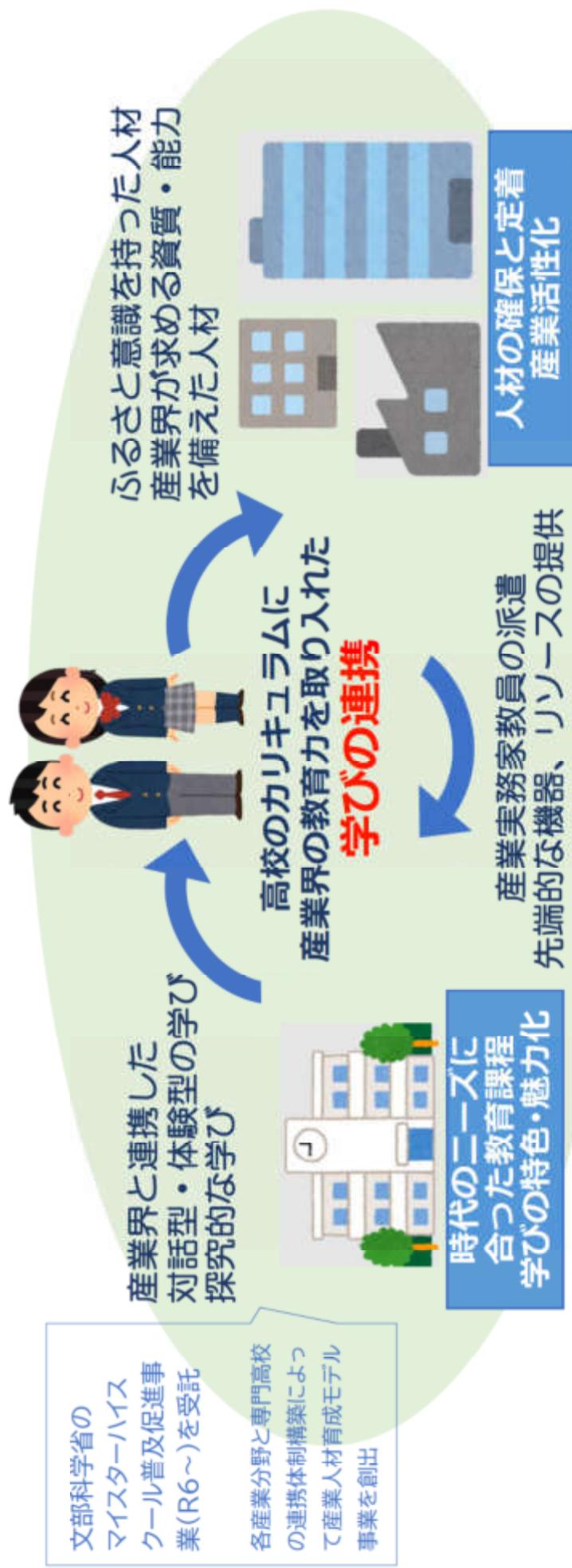
NEXT長崎人材育成事業

～産学官連携による地域産業人材の育成～

産業界と教育現場、県の関係部局が協働しながら連携する仕組みをつくり、産業教育の「学びの連携」の充実を図ることで、**地域産業の持続的発展につながる人材を育成**

【具体的な方策】

- ◆意見交換会、学校見学、企業見学、生徒との座談会、関係者会議の実施
- ◆産業実務家教員による体系的・実践的な授業を導入
- ◆産業界等と専門高校の連携協定を締結し連携体制の構築、◆産業界が求める資質・能力を明確にし、関係者で共有
- ◆高校のカリキュラムと地域産業の課題をつなげた学びの連携、◆地域産業で活躍したいというふるさと意識の醸成



NEXT長崎人材育成事業 ～産学官連携による地域産業人材の育成～

実施体制等の構成

事業運営委員会

【構成員】

商工・業界団体、民間企業、金融機関、大学
県教育委員会、各高校、知事部局の関係部局

【協議内容】

- ・各分野における産業界と専門高校の連携体制の在り方
- ・専門高校における人材育成の在り方
- ・分野を横断した連携の在り方 など

各分野の連携
体制構築

各分野の横断的
取組・連携推進

各産業分野で専門高校と産業界が連携するための協議会（コンソーシアム）を設置

【事業運営委員会が決定した方針等を基に分野別の連携体制を構築】

農業

【内容】

スマート農業など
先端技術の学びの
連携等

連携先：JAグループ
長崎

工業

【内容】

工業分野の先進的・
実践的な学びの
充実等

連携先：建設・工業
・情報関連団体等

商業

【内容】

観光DXやマネジメ
メントの学びの連携
等

連携先：長崎県商
工会議所連合会

情報

【内容】

実践的な情報技術
の学びの連携等

連携先：（一社）
長崎県情報産業協会

水産

【内容】

スマート水産業や
加工品製造などの
学びの連携等

連携先：長崎県漁業
協同組合連合会

福祉

【内容】

介護テクノロジ
など先端技術の学び
の連携等

連携先：長崎県社会
福祉協議会

企業の担当者と高校の教員による定期的な意見交換や学校見学を行うなど、「学びの連携」に向けて協議

産学連携コーディネーター、高校教育課の各産業担当指導主事、知事部局の関係部局がマッチングや各取組を支援

NEXT長崎人材育成事業

～産学官連携による地域産業人材の育成～

	工業分野					商業分野	情報分野	水産分野	福祉分野
産業界	県工業連合会 ※同 各地域の工業会 (製造業関連企業)	県建設業協会 ※同 青年部 (建設業関連企業)	ながさき半導体ネットワーク (半導体関連企業、大学等)	県情報産業協会 (情報関連企業)	県商工会連合会 ※同 各地域の商工会議所 日本観光振興協会 (観光関連企業等)	県情報産業協会 (情報関連企業等)	県漁業協同組合連合会 県旋網漁業協同組合 (漁業関連企業等)	県社会福祉協議会 ※同 各市町の社会福祉協議会 (福祉関連企業等)	
専門高校	長崎工業高校 佐世保工業高校 鹿町工業高校 島原工業高校 大村工業高校	長崎工業高校 佐世保工業高校 鹿町工業高校 島原工業高校 大村工業高校	長崎工業高校 大村工業高校	長崎工業高校 佐世保工業高校 鹿町工業高校 島原工業高校 大村工業高校	佐世保商業高校 島原商業高校 諫早商業高校 杵岐商業高校	諫早商業高校 情報科	長崎鶴洋高校 水産科	口加高校 福祉科	
県関係部局	産業労働部 企業振興課	土木部 建設企画課	産業労働部 未来人材課	産業労働部 新産業推進課	文化観光国際部 観光振興課 産業労働部 経営支援課	産業労働部 新産業推進課	水産部 水産経営課	福祉保健部 長寿社会課	
実施内容	工業×DX×地域企業 (取組例) ・3Dプリンタ実習等活用 ・企業による出前授業	つながる建設in 長工 (取組例) ・ドローン測量・建設DX ・建設現場の見学	半導体×ネットワーク×先端的学び (取組例) ・企業等と連携した学校設定科目「半導体製造技術」	先端的取組×課題研究 (取組例) ・PLC(アログマシントロウ)の出前授業 ・プログラミング出前授業	ながさき観光DX (取組例) ・科目「観光ビジネス」での出前授業、ビジネスプランの作成	情報DX×地元企業 (取組例) ・課題研究で専門的な助言・指導 ・生徒と企業の座談会	水産×DX×6次産業 (取組例) ・スマート水産業の出前授業 ・オリジナルルアー制作	福祉×DX×魅力化 (取組例) ・オープンスクールでの産学官での魅力発信	

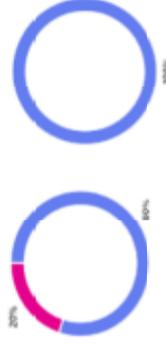
県単位の組織的な連携により、各分野で
産業界の教育力・ニーズ、学校の学び、人材育成、関係部局の振興計画・予算等が連動

NEXT長崎人材育成事業 ～令和7年度第1回事業運営委員会～

- ①これからの産業人材育成の在り方について
- ②持続可能な連携体制の構築について
- 10～15年後の未来を見据えた対話と共通理解
- 選ばれる産業の魅力とは

1. 概要：令和7年7月10日（木） 出島メッセ長崎 出席者 51名
 2. 全体会での主な意見

- ① 産学官の連携強化：自由度のある教育制度や対話の重視が必要。
 - ② 専門高校の再編：学科の集約と自由選択制の導入。
 - ③ 学びの柔軟性：進路変更がしやすい仕組みの構築。
 - ④ 地域愛の醸成：地元の魅力発信と早期の「種まき」が重要。
 - ⑤ AI・IT教育の導入：AIを使う側の視点からの教育が必要。
- 今後求められる資質・能力
 ①主体性（14人）、②課題発見力（11人）、③創造力（9人）
4. アンケートの主な意見
- ・普通科と専門高校の柔軟な連携・再編の必要性
 - ・教員の現場実習機会の拡充
 - ・DX・AI・IoTなどの共通基礎科目の導入
 - ・地域に応じた高校再編と教育の保証
 - ・教職員数や予算の弾力的運用の提案
 - ・産業界・教育現場・行政の共通理念の構築



<アンケート結果>
 委員会評価：38/4点
 産学官連携の必要性：4/4点



分野	主な意見
農業	地域性重視、総合選択制の導入、スマート農業の推進
工業	AI教育の横断的導入、企業連携、予算の柔軟化
商業	実践的学びの強化、地域企業との連携、教員の現場理解
情報	生成AIの活用、情報教育の基盤化、専門性の明確化
水産	魅力発信、地元就職の促進、高大連携の可能性
福祉	低年齢からの魅力発信、職場実習の推進、地域イベントとの連携
建設	土木系学科の拡充、進路選択の柔軟化、業界イメージの改善

NEXT長崎人材育成事業 ～令和7年度第2回事業運営委員会～

1. 概要： 令和8年2月3日（火） 県庁 大会議室 出席者 88名

2. 第1部 全体会

- ①NEXT長崎人材育成事業の成果と課題、今後の展望について
- ②分野別実践事例発表

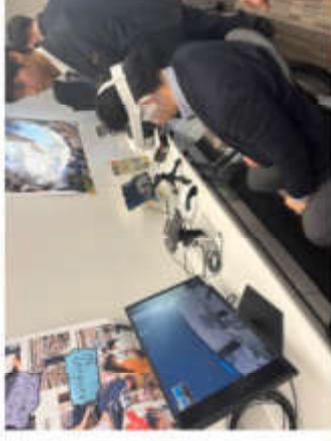
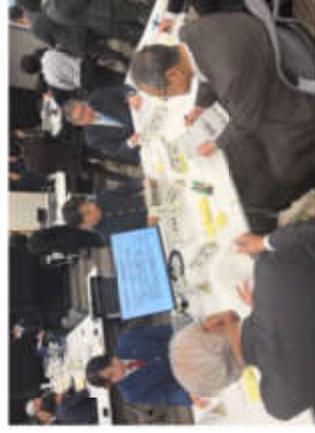
分野ごとにブースを設け生徒が実践事例を発表

第2部 グループ別対話

- ①NEXT長崎人材育成事業の成果と課題について
- ②今後の産学官連携に向けて

3. 事業運営委員からの主な意見

- ・ AIが前提となった教育が実践されており、非常に良い方向だと感じた。
- ・ 県・学校・産業界が一体となる場があること自体が素晴らしい。
- ・ 外部の大人と関わる経験は生徒にとって非常に有意義。
- ・ 高校生がAIやARなど高度なテーマに取り組んでいて驚いた。
- ・ 協会（企業側）も先端分野に対応できる体制づくりが必要。
- ・ 県立大学も高校と連携し、大学院生と高校生の交流の機会をつくりたい。
- ・ 教科書にない実践的な学びが課題研究で行われている。
- ・ 2年生からの課題研究が、深い学びや進路選択につながる。
- ・ 企業と連携した取組が生徒の貴重な体験になっている。
- ・ 発表した高校生は、産業界が求める人材像そのもの。
- ・ 地元資源を活かし、経済循環を意識する生徒の視点に感動。
- ・ ビジネスコンテスト等への挑戦を期待。
- ・ 生徒と教員が共通目標を持ち、実践につなげている点が素晴らしい。
- ・ 県の支援事業を有効活用しており、好事例と感じた。



NEXT長崎人材育成事業 ～各分野・各校の取組実践発表～

諫早農業高校

スマート農業の実践

「環境制御装置（二酸化炭素量などを機械で制御）」や「スマート重機（無人トラクター）」、「農業用ドローン」など、実践的なスマート農業の学びに取り組んだ。



北松農業高校

アミノ酸液肥の野菜栽培への応用実証

地元の誘致企業と連携した魚のアラ由来のアミノ酸液肥を使用した栽培実験やドローンのマルチスペクトルカメラ（赤外線）を使って作物の健康状態を調べるなど新しい農業の学びに取り組んだ。



長崎鶴洋高校

実習製品の新たな加工法と水産の学び

実習場で育成したヒラメの企業と連携した新たな活用や3Dプリンターを活用したルアー制作、海外旋網船への体験乗船などの実践的な水産の学びに取り組んだ。



長崎工業高校

半導体製造の地元企業と連携した人材育成

学校設定科目「半導体製造技術」を開設し、ながさき半導体ネットワークの会員企業と連携して半導体の一連の工程について実践的な学びに取り組んだ。



鹿町工業高校

新名物「しかお焼き」製造器製作

地元企業と連携し、鹿町工業高校の新しい名物となる「しかお焼き」製造機を3Dプリンター等を活用しながら設計・加工・組み立てまでの一連の工程の学びに取り組んだ。



佐世保工業高校

県内企業と連携した校内舗装工事

地元建設企業と連携し、現場監督の模擬体験を行い、校内のアスファルト舗装工事を工程表・予算作成・測量・施工までの施工管理の一連の実践的な学びに取り組んだ。



佐世保商業高校

観光ビジネス×産業界

商業科目「観光ビジネス」において、多くの外部講師による実践的な授業を通じた観光ビジネスプラン作成や商品開発、情報発信（観光記事作成）に取り組んだ。



諫早商業高校

NEXT長崎が拓く実践的な学びの進化

長崎県情報産業協会と連携協定を締結や大学・IT企業訪問、課題研究（テーマ：日常生活の課題をITで解決）などを通じてIT人材の育成に取り組んだ。



口加高校

ミライの介護（アロマ×美容×VR）

介護美容（シルバームイク）やアロママッサージによる心身のケア、VR技術を活用した介護教材の開発など、介護のイメージ脱却・次世代における新しい介護のカタチに取り組んだ。



報 告 事 項 (4)

義務教育課
高校教育課

件 名	令和9年度（令和8年度実施）長崎県公立学校教員採用選考試験について								
概 要	1 採用予定者数（選考を行う校種・職及び教科・科目等）								
	校種・職	9年度 採用予 定者数	8年度 採用予 定者数	教科・科目等別採用予定者数					
	小 学 校 教 諭	230名	230	離島枠（10名程度）、英語専科（若干名）、小中連携推進枠（若干名）及び小学校体育専科（若干名）を含む					
	中 学 校 教 諭	140名	130	国語（25）、社会（10）、数学（10）、理科（20）、音楽（15）、美術（10）、保健体育（10）、技術（10）、家庭（10）、英語（20） 特別支援教育担当（若干名）及び小中連携推進枠（若干名）を含む					
	高 等 学 校 教 諭	98名	94	国語（10） 地理歴史〔世界史（2）・日本史（2）・地理（1）〕、 公民（1）、数学（6）、 理科〔物理（2）・化学（1）・生物（2）〕、 保健体育（4）、芸術〔音楽（2）・美術（1）〕、 英語（14）、家庭（6）、情報（2）、 農業（6）、 工業〔機械（6）・電気（14）・建築（4）・土木（4）・工業化学（2）〕、 商業（5）、水産〔通信（1）〕					
	特別支援学校教諭	35名	50	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">小学部</td> <td style="text-align: center;">(12)</td> </tr> <tr> <td>中学部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(23)</td> </tr> <tr> <td>高等部</td> </tr> </table>	小学部	(12)	中学部	(23)	高等部
小学部	(12)								
中学部	(23)								
高等部									
	養 護 教 諭	25名	24						
	栄 養 教 諭	1名	1						
	合 計	529名	529						
<p>※採用予定者数はあくまでも予定であり、確定したものではない。 ※障害者特別採用選考(採用予定者数20名)は、一般選考とは分けて選考を行う。</p>									

※第1次試験

時間		9:10 9:50 10:40		11:30 12:00 12:50				
校種・職								
小学校教諭		受付 ・ 諸注意	教職 教養 (40)	休 憩	昼 食	専門教科・科目(80)		
	英語専科					専門教科・科目(80)	英会話力テスト	
中学校教諭						専門教科・科目(80)		
	音・美・保体					専門教科・科目(50)	オリエンテーショ ン	実 技
英語	専門教科・科目(80)						英会話力テスト	
高等学校教諭						専門教科・科目(80)		
	音・美・保体					専門教科・科目(50)	オリエンテーショ ン	実 技
英語	専門教科・科目(80)						英会話力テスト	
特別支援学校教諭	特A					専門教科・科目(80)		
	特B					出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)		出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)
養護教諭						専門教科・科目(80)		
栄養教諭						専門教科・科目(80)		

※小学校教諭(英語専科)は中学校英語科と同一の試験とする。

※大学3年生は第1次試験のみ受験可能

2 出願手続き

(1) 出願方法

インターネットを利用した電子申請で出願すること。

(2) 出願期間

令和8年2月13日(金)午前10時～3月16日(月)午後5時まで

ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、以下の期間とする。

令和8年2月13日(金)午前10時～7月31日(金)午後5時まで

3 要項等公開日 令和8年2月6日(金)

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可(長崎県教育庁高校教育課への申込み)

4 試験日程

(1) 第1次試験

○実施日:令和8年5月10日(日)

○場 所:県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校

(2) 第2次試験

○実施日:令和8年6月25日(木)～7月7日(火)のうち、1日を指定して実施する。ただし、中学校の技術・家庭及び高等学校の家庭受験者は、実技試験実施のため指定された日を含む2日。

- 場 所：長崎県教育センター、長崎県庁行政棟
 内 容：① 適性検査（オンラインによる事前受検）
 ② 個人面接
 【小学校教諭・中学校教諭】
 ・教科に関する課題面接を含む。
 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】
 ・教科等に関する模擬授業を含む。
 ・高等学校教諭（英語）志願者は、英語による質疑応答を含む。
 【養護教諭】
 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。
 【栄養教諭】
 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。
 ③ 実技試験（中学校技術・家庭及び高等学校家庭受験者のみ）

第2次試験（オンライン受験）

※小学校・中学校の「本免」申請者を対象

○実施日：令和8年8月29日（土）

- 内 容：① 適性検査（オンラインによる事前受検）
 ② 個人面接（教科に関する課題面接を含む）

5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和8年8月7日（金）

※オンライン受験者：9月下旬（予定）

6 過去6年間の2次合格者数（実績）

校種・職 年度	令和8 年度	令和7 年度	令和6 年度	令和5 年度	令和4 年度	令和3 年度
小学校教諭	238	223	247	254	241	229
中学校教諭	136	117	109	137	100	90
高等学校教諭	103	96	85	64	56	52
特別支援学校教諭	40	35	30	33	45	47
養護教諭	26	20	22	22	21	20
栄養教諭	1	1				
合 計	544	492	493	510	463	438
（実質競争倍率）	1.8倍	1.8倍	1.9倍	2.0倍	2.3倍	2.6倍

（実質競争倍率）＝受験者数÷2次合格者数

報 告 事 項 (5)

児童生徒支援課

件 名	<h2 style="margin: 0;">長崎県いじめ防止基本方針の改定について</h2>
概 要	<p>1 概 要</p> <p>令和6年度8月末に国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の改定があり、より丁寧な対応が求められたことを受け、平成25年12月に策定（平成29年7月改定）した「長崎県いじめ防止基本方針」を改定</p> <p>2 主な改定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法の意義の説明 ○いじめを生まない学校づくり、学校だけで抱え込まない体制づくりを追加 ○いじめの傍観者を、いじめの仲裁者、相談者にしていく指導の重要性について追加 ○「いじめ重大事態への対処」の追加変更 <p>3 参 考</p> <p>平成 25 年 6 月 国「いじめ防止対策推進法」公布（同年 9 月施行）</p> <p style="padding-left: 2em;">10 月 国「いじめ防止等のための基本的な方針」策定</p> <p style="padding-left: 2em;">12 月 県「長崎県いじめ防止基本方針」策定</p> <p>平成 29 年 3 月 国「いじめ防止等のための基本的な方針」改定及び 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」策定</p> <p style="padding-left: 2em;">7 月 県「長崎県いじめ防止基本方針」改定</p> <p>令和 5 年 3 月 県「望ましい人間関係を育む活動事例集 2023」作成</p> <p>令和 6 年 8 月 国「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」改定</p> <p>令和 7 年 3 月 県「長崎県いじめ対策リーフレット」作成</p> <p>令和 8 年 2 月 県「長崎県いじめ防止基本方針」改定</p>